

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン税制）の円滑な執行に向けた措置		
税 目	租税特別措置法 66 の 6 ～ 9、施行令 39 の 14 ～ 20 等		
要 望 の 内 容	タックスヘイブン税制の円滑な執行を図るため、所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- (-)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>タックスヘイブン税制について、実態にあった税制を整備する観点から、所要の措置を行うことによって円滑な執行を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>実態にあった税制を整備する観点から、所要の措置を行うものであり、タックスヘイブン税制の円滑な執行を図るうえで必要なもの。</p>		

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	タックスヘイブン税制について、実態にあった税制を整備する観点から、所要の措置を行うことによって円滑な執行を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
		政策目標の達成状況	-
	有効性	要望の措置の適用見込み	-
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	-
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
要望の措置の妥当性		-	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	-
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	平成22年度税制改正において、トリガー税率の引下げ、適用除外基準の見直し等が実現された。	